

公募要件について

1 件名

熊本市産後ケア事業委託

2 対象とする事業者の条件

以下に掲げる基準を満たし事業を実施できる事業者

【熊本市産後ケア事業実施者基準】

項目	条件
実施場所	(1) 熊本県内に所在する医療機関、診療所、助産所等であること。 (2) 宿泊型においては居室、カウンセリング室、乳児保育室、その他事業の実施に必要な設備、日帰り型においては個別的又は集团的に産後ケアを適切に行うために必要な設備を設置していること。 (3) 宿泊型においては適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有し、同時に入所させるのはおおむね 20 人以下とすること。ただし、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りではない。
従事者	次の(1)を満たし、(2)から(4)に掲げる従事者を必要に応じて配置し行うものとする。 (1) 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 名以上配置していること。ただし、宿泊型を行う場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師が配置していること。 (2) 心理に関する知識を有する従事者。 (3) 育児等に関する知識を有する従事者（保育士、管理栄養士等）。 (4) 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）。
その他	(1) 事業を管理する者を定めること。 (2) 仕様書に規定する内容が提供できること。 ※実施する種別はいずれか一方でも可能。 (3) 食事を提供する場合は、事業者の責任により衛生面に十分配慮し、また、可能な限り利用者の帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供すること。 (4) 緊急の対応等を含め、母子の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。 (5) 市との適切な連絡体制が確保できること。

3 事業者の資格要件

- (1) 応募申請書を提出すること。
- (2) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる事業所であること。
- (3) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律 205 号）に定める病院、診療所及び助産所等で、熊本県内に産後ケア事業が実施できる施設があること。
- (4) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の業務について実績があること。（助産師等の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房ケアを実施した実績や家庭訪問の経験等があること）
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (7) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (8) 本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (10) 事業を開始するにあたって、医療法に則った定款変更や各種申請等を所管する保健所へ届出を行うこと。